

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。